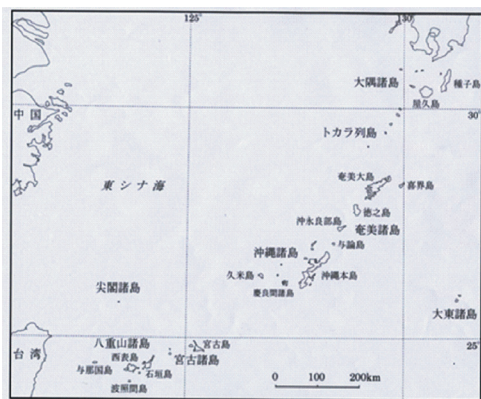


古代日本と南島



山 里 純 一

琉球列島（琉球弧）（南島）

薩南諸島（大隅諸島・

トカラ列島・奄美諸島）

琉球諸島＝現在の沖縄県

沖縄諸島

先島諸島（宮古諸島・

八重山諸島）

▲『隋書』流求国伝に見える夷邪久国

大業元年（六〇五）、海師何蛮等、春秋二時の天清く風静かなる毎に、東望すれば、希に依りて煙霧の氣有るに似たるも、亦幾千里なるかを知らず、と。三年（六〇七）、煬帝、羽騎尉朱寛をして海に入りて異俗を求訪せしむ。何蛮之を言うや、遂に蛮と俱に往き、因りて流求国に至る。言の相通ぜざれば、一人を掠して、而して返る。

明年（六〇八）、帝、再び寛をして之を慰撫せしむるも流求従わず。寛、其の布甲を取りて還る。時に倭国使来朝し、之を見て曰く、此れ夷邪久国人の用うる所也と。

【関連史料】

◎『日本書紀』推古天皇十五年（六〇七）七月甲戌条

大礼小野臣妹子を大唐（隋を指す）に遣わす。鞍作利を以て通使となす。

◎『日本書紀』推古天皇十六年（六〇八）四月条

小野臣妹子を大唐より至る。

※『日本書紀』の「掖玖」と『隋書』流求国伝の「夷邪久」は同じとみられる。

※大和王権では史料上の初見（六一六年）より早く、遅くとも六〇八年には掖玖の状況を把握していた。

②『日本書紀』舒明天皇元年（六二九）四月条

田部連（闕名）を掖玖に遣わす。

③『日本書紀』舒明天皇二年（六三〇）年是月（九月）条

（二）掖玖（流求）人の来朝

一 大和王権と掖玖

①『日本書紀』推古天皇二十四年（六一六）

三月 掖玖人三口帰化す。五月 夜勾人七口来たる。

七月 亦掖玖人二十口来たる。先後并せて三十人。皆朴井に安置す。未だ還るに及ばず皆死す。

※「掖玖」は屋久島のことではなく、版図外の南の島々を漠然と指す用語であろう。

田部連等、掖玖より至る。

- ④『日本書紀』舒明天皇三年（六三一）二月庚子条
掖玖人帰化す。

（二）多禰島人の来朝と多禰島調査

- ①『日本書紀』天武天皇六年（六七七）是月（二月）
多禰嶋人等を飛鳥寺の西の槻の下に饗す。

※壬申の乱で中断後の南島人の来朝

- ②『日本書紀』天武天皇八年（六七九）十一月己亥条
大乙下倭馬飼部造連を大使と為し、小乙下上寸主光欠を小
使と為し、多禰島に遣わす。仍て爵一級を賜う。

- ③『日本書紀』天武天皇十年（六八一）

※多禰国の調査と国（島）図の貢上

八月 多禰島に遣わす使人等、多禰国図を貢す。其の国、
京を去ること、五千余里。筑紫の南海の中に居り。
髪を切り草の裳を着る。梗稻常に豊かなり。一たび
殖えて兩たび収む。土毛は支子・莞子及び種々の海
物等多し。

九月 多禰島人等を飛鳥寺の西の河辺に饗す。種々の樂を
奏す。

- ④『日本書紀』天武天皇十一年（六八二）七月丙辰条

※南島の分化

多禰人・掖玖人・阿麻弥人に祿を賜う。おのおの差有り。
↓個別島名が見える。

- ⑤『日本書紀』天武天皇十二年（六八三）三月丙午条

多禰に遣わす使人等、返る。

- ⑥『日本書紀』持統天皇九年（六九五）三月庚午条
務広式文忌寸博勢・進広參下詛語諸田等を多禰に遣わし、
蜜の居する所を求む。

二 律令国家と南島

（一）元日朝賀の儀と蕃夷の使者

『続日本紀』大宝元年（七〇一）春正月乙亥朔条

天皇、大極殿に御して朝を受く。その儀、正門に於て鳥形
の幡を樹つ。左に日像・青龍・朱雀の幡、右に月像・玄
武・白虎の幡、蕃夷の使者を左右に陳列す。文物の儀、是
に於て備われり。

※新羅使、蝦夷、蝦狄、南島人を左右に整列させ「中華」
を現出。

※この日に備えて事前に「蕃夷の使者」を来朝せしめてい
る。

◎新羅使の来朝

文武四年（七〇〇）五月辛酉条 遣新羅使の任命、

十月癸亥条 帰国し孔雀及び珍物を

貢す。

十一月壬午条 新羅使来朝。

◎蝦夷・蝦狄の来朝

文武二年（六九八）十月己酉条 陸奥の蝦夷、方物を貢
す。

文武三年（六九九）四月己酉条 越後の蝦狄一百六人に爵を賜う。

◎南島人の来朝

文武二年（六九八）四月壬寅条

務広式文忌寸博士等八人を南島に遣わし国を覓めしむ。因て戎器を給う。

※「南島覓国使」の派遣

文武三年（六九九）七月辛未条

多櫛・夜久・菴美・度感等の八人、朝宰に従い来り方物を貢す。位を授け物を賜うこと、おのおの差有り。其れ度感島、中国に通ずるは是に於いて始れり。

※「度感島」は徳之島のこと。「中国」は日本古代の大和王朝を意味する。

※それ以外の多櫛（種子島）・夜久（屋久島）・菴美（奄美大島）はすでに来朝して「中国」に通じていた。

（二）多櫛嶋の建国と南島圏の拡大

「多櫛嶋の建国と廃止」

①『続日本紀』慶雲三年（七〇六）七月己巳条

大宰府言す、所部の九国三嶋、亢旱し大風ありて、樹を抜き稼を損ず、と。使を遣して巡省せしむ。因て災を被ること尤も甚しき者の調役を免ず。

※九国とは、筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後、日向・大隅（七一年以後）・薩摩（七〇九年以後）で、三嶋・対馬嶋・壱岐嶋・多櫛嶋のこと。

※その後の史料にも「志摩国并壱伎・対馬・多櫛三嶋」

（『延暦交替式』延暦二十二年二月二十日太政官符）とか

「大隅・薩摩・壱岐・対馬・多櫛等国官人」（『続日本紀』天平十四年八月条）と見える。

②『続日本紀』和銅七年（七一四）四月辛巳条

多櫛嶋印一面を給う。

③『続日本紀』天平五年（七三三）六月丁酉条

多櫛嶋熊毛郡大領外従七位下安志託等十一人に多櫛後国造姓を賜う。益救郡大領外従六位下加理伽等一百三十六人に多櫛直、能満郡少領外従八位上栗麻呂等九百六十九人に居に因りて直の姓を賜う。

※多櫛嶋には熊毛郡・益救郡・能満郡の三郡が置かれていた。益救郡はヤク郡と読むので屋久島は多櫛嶋の行政区画に含まれていたことがわかる。

④『類聚三代格』天長元年（八二四）九月三日太政官謹奏

「多櫛嶋を停め大隅国に隸く事」

※多櫛嶋（多禰嶋）を停止し大隅国に併合。種子島と屋久島は内国化のまま。

「南島圏の拡大」

⑤『続日本紀』和銅七年（七一四）十二月戊午条

少初位下太朝臣遠建治等、南島の奄美・信覚及び球美等の島人五十二人を率いて、南島より至る。

※新井白石は「信覚」を石垣島、「球美」を久米島に比定。南島圏が石垣島まで拡大。

⑥『続日本紀』靈龜元年（七一五）正月甲申条

天皇、大極殿に御して朝を受く。（中略）陸奥・出羽の蝦夷並びに南島の奄美、夜久、度感、信覚、球美等来朝し、おのおの方物を貢す。

蝦夷及び南嶋七十七人に位を授くること差有り。

※北に位置する島から順序よく並べているのではなく、筆頭に奄美を持ってきたのは、奄美大島の重視すなわち拠点としての位置づけを意識したものか。

※天平五年（七三三）の時点では多禰嶋に益救郡が含まれているが、靈龜元年（七一五）には屋久島は未だ南島の一部であり、多禰嶋には編入されていない。

「南島人の単独来朝」

⑦『続日本紀』養老四年（七二〇）十一月丙辰条

南島人二百三十二人に位を授くること、おのおの差有り。遠人を懐くるなり。

⑧『続日本紀』神龜四年（七二七）十一月乙巳条

南島人百三十二人來朝す。位を叙すること差有り。

※南島人が交易を目的として来朝したと見られる。

(三) 南島社会の階層性

物資の調達、船と人の差配、島嶼間の連絡・調整

↓指示する人と従う人という身分階層の存在

↓当時の南島は「階層社会」

※複数の島の同時入朝とすれば、島と島の連絡調整が必要
↓その調整役を果たしたのは奄美大島ではなかったか。

※「位」およびそれに伴う「物」は島の実力者（指導者）

の手に渡り「威信財」となる。

(四) 南島牌の設置

『続日本紀』天平勝宝六（七五四）年二月丙戌条

大宰府に勅して曰く、去る天平七年、故大式從四位下小野朝臣老、高橋連牛養を南島に遣わし、牌を樹てしむ。而るに其の牌、年を経て今既でに朽壞せり。宜しく旧に依りて修め樹て、牌ごとに顯かに島の名並びに船の泊る処、水の有る処、及び国に去就する行程を着し、遙かに島の名を見て漂着の船をして帰向する所を知らしむべし、と。

※南島牌の出土例はない。

※天平勝宝期の遣唐使船が帰路遭難した際に南島の島名が見えるのみで、正史における南島関連の記事は姿を消す。

※但し『延喜式』には、「赤木 南島進むる所」（民部省式）、「奄美詠語」（大藏省式）、南島牌（雜式）の記事が見える。

三 南島の貢進・交易物と用途

【南島の島名が記された大宰府跡出土木簡】奈良時代前半

一九八四年（昭和五九）に大宰府跡（福岡県太宰府市不丁地区）から出土



(九州歴史資料館所蔵)

右…〔掩〕 美嶋× 奄美大島
左…伊藍嶋□□× 沖永良部島と推定される

◎両島からの古代国家への貢進物に付けられたもの。

- ・荷札ではなく、大宰府における付札と見られる。
- ・物品名は不明。推定されるのは、赤木、ヤコウガイ、檳榔、その他（タイマイ、イヌマキ、布〈芭蕉布・苧麻布〉、竹など）が考えられるが、有力なのは赤木か。

(一)「赤木」

①『延喜式』民部省「年料別貢雑物」条

〔大宰府〕

赤木（南島進むる所。其の数は得るに随う）

※大宰府が毎年「年料別貢雑物」という税目として中央へ貢納すべき品物に、南島から取り寄せた「赤木」が含まれていた。

②『延喜式』内蔵寮「諸国年料供進」条

赤木廿村（増減有り）

※「大宰府進むる所」の品目の中に赤木が見える。これは史料①と対応する。数量の二十村（村は単位）に「増減あり」との注記は、史料①で赤木が「其の数は得るに随う」とされたことを受けたもの。

③『延喜式』内記「装束位記式」条

神位記三位以上…縹紙、緑標、雑綺帶、黄楊軸

親王位記…白紙の表、白呉綾の裏、紫羅標、緑綾裏、雑綺帶、赤木軸

三位以上…縹紙、緑標、雑綺帶、黄楊軸

五位以上…白紙 白標、帛帶、厚朴軸

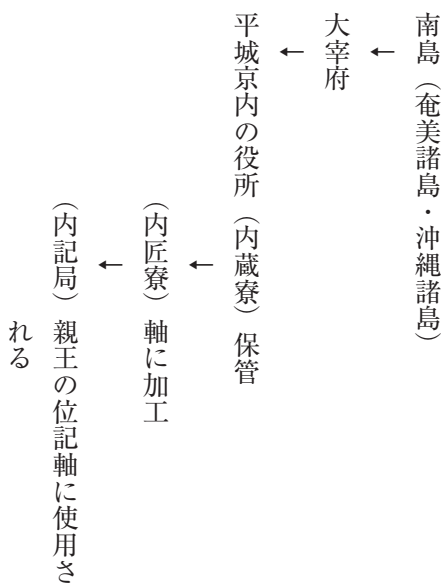
※位記とは、天皇が位を授与する時に与える文書のこと
で、それが巻物になっていた。その巻物の軸は身分によって使用される素材が決まっていた。親王（天皇の兄弟・皇子）の場合は、赤木が使用された。

④『延喜式』内匠寮

凡そ、内記局、請う所の位記料、赤木軸七枚、黄楊軸廿枚、厚朴軸百枚、毎年十二月充て行なう。

※内匠寮に、位記を発給する内記局から諸種の軸が請求されたことを示す。

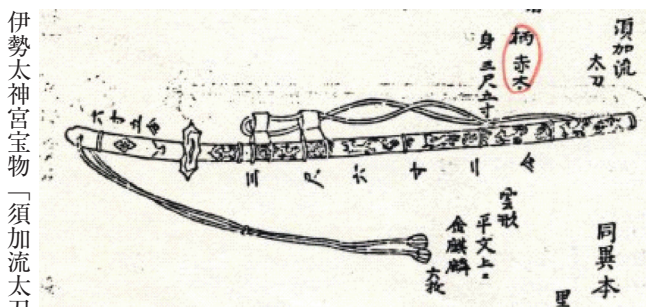
▼概念図



「赤木」のその他の用例

◎ 經典の軸 (「赤木軸」) → 正倉院文書に、經典軸に赤木を使用した例あり。

◎ 大刀の柄 (「赤木の柄の刀」)



伊勢太神宮宝物「須加流太刀」(『故実叢書』)



中尊寺所蔵「赤木柄螺鈿短刀」

◎ 「赤木倭琴」

『左経記』(源経頼) 長元七年 (一〇三四) 十月十日条
「件の赤木、筑紫に在り。前日献する所なり」

◎ 櫛 → 東大寺の僧齋然が宋朝に「赤木櫛」を贈る (『宋史』 日本伝)

▲ 『漂到琉球国記』 寛元元年 (一二四三) 九月

◎ 「又一つの仮屋を見るに、草を以って之を葺く。其の柱は赤木なり」

◎ 「若し是れ此の国の物を取り船内に置く。仍て神凶を成

す哉。仍つて先日取る所の赤木等、皆以て海中に投げたぬ」

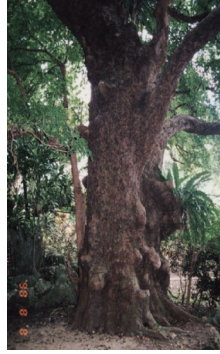
↓ 赤木を柱に利用。赤木をが重要なものと認識されていたことがわかる。

※赤木の樹木比定

◎アカギ（和名）説

異説…アカテツ、モッコク

トウダイグサ科に属する熱帯性の半落葉高木。台湾、南中国、インド、マレーシア、オーストラリア北部、ポリネシアに分布。日本では奄美・沖縄諸島にしか生育しない。



那覇市首里金城町の大アカギ



（同上）

（二）「ヤコウガイ」 奄美以南の海域に生息するリュウウテン

サザエ科の大形の巻貝

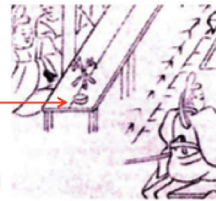
【用途】

イ 杯（盃）

『枕草子』（一四二段）

「公卿・殿上人、かはりがはり盃とりては、はてには屋久貝といふ物して飲み立つ」

螺盃（祭具）



螺盃

「賀茂臨時絵巻」



ヤコウガイ貝殻



貝匙

『江家次第』『北山抄』等の「賀茂・石清水臨時祭」

「螺杯」「螺盃」

『雲図抄』（『群書類従』巻八二）の下図に「螺盃」のような形が描かれている。

口 壁の装飾

『うつほ物語』

「やく貝を舂きまぜて塗りたれば、きらきらトす」

ハ 螺鈿の材料

中尊寺金色堂

法成寺や平等院鳳凰堂の仏殿装飾など。

正倉院の螺鈿器→螺鈿のほとんどすべてが夜光貝



中尊寺金色堂の螺鈿
 (『図説 奥州藤原氏と平泉』より)



ヤコウガイの
 生育地

- ◎奄美・沖縄地方
- ◎フィリピン群島
- ◎アンダンマン・ニコバル地方

【参考】

◎『琉球国志略』(周煌、一七五六年)

「緑螺、大きき盆の如し。酒杯・杓匙及び螺鈿器物と為すべく、常に以って貢に充つ」

◎琉球国から中国への貢進された「螺殻」の数量(『歴代宝案』巻一)

康熙元年(一四二五)に八五三三個、宣徳六年(一四三二)に一二個
 宣徳九年(一四三四)に八五〇〇個、万暦二十四年(一五九六)に三〇〇〇個

◎松田権六『うるしの話』(岩波新書、一九六四) 一一〇頁。

- ・螺鈿に使えるいちばんいい部分で大きき方四cmぐらいのものは数多くは捕れないので、一枚貝で作れないものは継ぎ合わせている。
- ・金色堂ではヤコウガイの表貝と内貝(光沢が良い)が混じっている。

- ・金色堂の螺鈿が剥落してなくなっている螺鈿を補充するため琉球から五〇〇個を購入した(一個の価格は高価であった)。

・金色堂創建にあたっては、当時たいへんな巨費が投じられたことが推測される。

▲ヤコウガイ大量出土遺跡 交易のための貝匙生産加工跡

- ・奄美大島(小湊フワガネク遺跡・土盛マツノト遺跡・用見崎遺跡など)



用見崎遺跡



土盛マツノト遺跡

沖縄本島（久米島清水貝塚など）

▲交易物としてのヤコウガイ

『新猿楽記』（藤原明衡著、十一世紀頃の成立）

八郎真人は商人の主領なり。（中略）東は浮囚の地に臻り、西は貴賀之島に渡る。交易の物、売買の種、称げて数ふべからず。

唐物（沈麝香・白檀・赤木・紫檀・蘇芳・檳榔子・丹・朱砂、その他）

本朝物（金・銀・阿古夜玉・夜久貝・水精・鶯羽・色革、その他）

※夜久貝（ヤコウガイ）が交易物として見える。なお鶯羽は北海道の交易物。

(三)「檳榔」

日本では「びろう」と読む。古名はあじまさ。沖縄でクバ（下の写真）という。

【用途】

イ 扇

・渤海国王のおみやげに「檳榔扇十枝」を贈る（『続日本紀』に見える）。

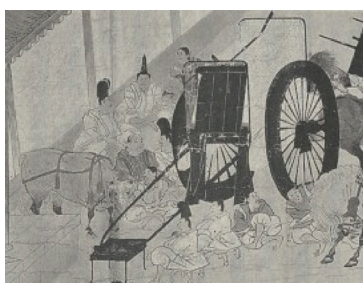
・天皇の御飯をさますのに用いる（『延喜式』の規定に見える）。

ロ 馬糞

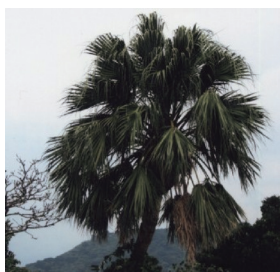
大宰府から貢上（『延喜式』に規定）↓天皇や高貴の所有する馬の糞に使用

ハ「檳榔毛車」（『小右記』等多くの古記録に散見）

↓車体の表面を檳榔の葉で覆った天皇が乗る牛車のこと（下の絵）。



檳榔毛の車（平治物語絵巻）



沖縄のクバ

ニ「百子帳」（践祚大嘗祭において天皇の禊ぎのために

川原に建てられる仮屋）の屋根を檳榔で葺く（『代

始和抄』『兵範記』等に記事あり）

※『延喜式』民部省「年料別貢雑物」によれば、伊予国（愛媛県）の品目に「檳榔二百枚」が挙げられていて、

檳榔葉は南島以外にも存在した。

★『小右記』（藤原実資の日記）長元二年（一〇二九）八月二日条

大隅国に住む藤原朝臣良孝から、色革六十枚・小手革六枚、赤木二切、檳榔三百把、夜久貝五十口を（贈答品）として送る。

※大隅国に住む藤原朝臣良孝は、これらの品を商人から購入したか。

※赤木、夜久貝（ヤコウガイ）と一緒に書かれていることから檳榔も南島産か。

四 南島の変容とキカイガシマ

『漂到琉球国記』（一二四四年）の三区分

「或いは貴賀国と云い、或いは南蕃国と云い、或いは琉球国と云う。」

南蕃国（南蛮）（ナンバン＝奄美大島）

◎『日本紀略』長徳三年（九九七）十月一日条

旬、天皇、南殿に出御。庭立奏の間、大宰の飛駅参入して云く、南蛮、管内諸国に乱入し、人・物を奪い取る。

◎『小右記』長徳三年（九九七）十月一日条

奄美嶋の者は、船に乗り兵具を帯びて、国や嶋の海夫等を掠奪した。筑前・筑後・薩摩・壱岐・対馬で殺害、放火、掠奪を行い、多くは海上に留まっている。筑前以下の国の人々との間で戦闘があり、矢にあたつて死傷した奄美人は多かったが、当国の人々もおよそ三〇〇〇人が奪い取られた。

先年、奄美嶋の人が大隅国の人四〇〇〇人を奪い取るできごとがあった。

貴賀国（貴駕島・貴賀島）（キカイガシマ＝喜界島）

◎『日本紀略』長徳四年（九九八）九月十四日条

大宰府、貴駕島に下知し南蛮を捕え進めしめん由を言上す。

『日本紀略』長保元年（九九九）八月十九日条

大宰府、南蛮の賊を追討す由を言上す。

◎『新猿楽記』（十一世紀頃の成立）

八郎真人は商人の主領なり。（中略）東は浮囚の地に臻り、西は貴賀が島に渡る。

琉球国（琉球・留求）（リュウキュウ＝沖縄島）

◎『円珍伝』仁寿三年（八五三）八月

「琉球国は人を喫うの地」

◎「大使の為に福州の觀察使に與ふる書」（『性靈集』）八〇四年、空海が起草

「凱風朝に扇げば、肝を耽羅の狼心に摧き、北氣夕べに發れば、膽を留求の虎性に失う」

五 喜界島の城久遺跡群の発見と意義

◎標高九〇～一六〇メートルの海岸段丘上に立地する、山田中西・

山田半田・半田口・小ハネ・前畑・大ウフ・半田・赤連遺跡からなる遺跡

◎出土遺物

・越州窯系青磁・白磁など中国陶磁器

・初期高麗青磁・高麗陶器など朝鮮半島産の陶磁器

・滑石製石鍋（長崎県西彼杵半島で算出される滑石で作製した煮炊き容器）

・カムイヤキ（徳之島生産）

城久遺跡群の出土遺物



滑石製石鍋



カムイヤキ



◎遺跡の性格

第Ⅰ期（九世紀～十一世紀前半）…大宰府と関係がある行政的な組織（出先機関か）
第Ⅱ期（十一世紀後半～十二世紀）…交易活動の拠点
第Ⅲ期（十三世紀～十五世紀）…衰退期↓城久遺跡群の役割の終焉。